

令和2年度の介護保険料

段階	対象者		年額	
第1段階	生活保護受給者または町民税非課税世帯かつ老齢福祉年金受給者		20,500	
	本人が町民税非課税	非課税 方同じ 全員世帯に が町民税 している	前年の「本人合計所得から年金所得を控除した額」＋「課税年金収入額」の合計額が80万円以下の方	20,500
第2段階		前年の「本人合計所得から年金所得を控除した額」＋「課税年金収入額」の合計額が80万円超120万円以下の方	34,200	
第3段階		前年の「本人合計所得から年金所得を控除した額」＋「課税年金収入額」の合計額が120万円超の方	47,900	
第4段階		町民税非課税 者が同じ が町民税世帯に している課税に	前年の「本人合計所得から年金所得を控除した額」＋「課税年金収入額」の合計額が80万円以下の方	61,600
第5段階		前年の「本人合計所得から年金所得を控除した額」＋「課税年金収入額」の合計額が80万円超の方	(基準額) 68,400	
第6段階	本人が町民税課税	前年の「本人合計所得」が120万円未満の方	82,100	
第7段階	前年の「本人合計所得」が120万円以上200万円未満の方	88,900		
第8段階	前年の「本人合計所得」が200万円以上300万円未満の方	102,600		
第9段階	前年の「本人合計所得」が300万円以上の方	116,300		

※令和2年度における第1、2、3段階保険料額は、低所得者の軽減強化により軽減されています。

※「本人合計所得」は、合計所得金額から長期譲渡および短期譲渡所得に係る特別控除額を差し引いた金額を指し、「年金所得」は、公的年金等に係る雑所得を指しています。



【第8期】令和3年度～5年度の介護保険料

段階	対象者		年額	
第1段階	生活保護受給者または町民税非課税世帯かつ老齢福祉年金受給者		19,800	
	本人が町民税非課税	非課税 方同じ 全員世帯に が町民税 している	前年の「本人合計所得から年金所得を控除した額」＋「課税年金収入額」の合計額が80万円以下の方	19,800
第2段階		前年の「本人合計所得から年金所得を控除した額」＋「課税年金収入額」の合計額が80万円超120万円以下の方	33,000	
第3段階		前年の「本人合計所得から年金所得を控除した額」＋「課税年金収入額」の合計額が120万円超の方	46,200	
第4段階		町民税非課税 者が同じ が町民税世帯に している課税に	前年の「本人合計所得から年金所得を控除した額」＋「課税年金収入額」の合計額が80万円以下の方	59,400
第5段階		前年の「本人合計所得から年金所得を控除した額」＋「課税年金収入額」の合計額が80万円超の方	(基準額) 66,000	
第6段階	本人が町民税課税	前年の「本人合計所得」が120万円未満の方	79,200	
第7段階	前年の「本人合計所得」が120万円以上210万円未満の方	85,800		
第8段階	前年の「本人合計所得」が210万円以上320万円未満の方	99,000		
第9段階	前年の「本人合計所得」が320万円以上の方	112,200		

※第8期における第1、2、3段階保険料額は、低所得者の軽減強化により軽減されています。

※「本人合計所得」は、合計所得金額から長期譲渡および短期譲渡所得に係る特別控除額を差し引いた金額を指し、「年金所得」は、公的年金等に係る雑所得を指しています。

【問い合わせ先】

- ・保健福祉課介護保険係(シルバープラザ内) ☎0137-64-2111
- ・熊石総合支所住民サービス課 ☎01398-2-3111